

全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ開催要綱

1 趣旨

障害者に係る総合的な福祉法制の制定や施行準備に向けた基礎資料を得るため、障害児・者及びこれまでの法制度では支援の対象とならない者の生活実態とニーズを把握するための全国障害児・者実態調査（仮称）を実施することが必要となっている。

このため、当該調査の対象者、調査内容、調査手法等の調査の在り方を検討することを目的として、全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループを開催する。

2 構成等

- (1) ワーキンググループは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

3 運営等

- (1) ワーキンググループは、座長が招集する。
- (2) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。
- (3) 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。